

農業委員会が定める別段の面積(下限面積)

喜多方市農業委員会では、昨年10月に「空き家バンク」の担当課【建築住宅課】及び「移住・定住」の担当課【農山村振興課】より、下限面積の引き下げを検討してほしいと要望がされたことから、12月13日に第3回農地委員会を開催。また、12月14日に「宅建協会喜多方支部」より会長あてに要望書が提出され、12月18日に第4回農地委員会、平成31年1月15日に第5回農地委員会を開催し、農地法第3条第2項第5号に係る別段面積について下記のとおり検討し、同年2月19日開催の第15回農業委員会総会で以下のとおり決定しました。

経過

農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積が農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積(下限面積)となる。

現行の下限面積

市内全域 50 アール、ただし喜多方市字～ 喜多方市塩川町字～は 30 アール

下限面積の方針

農地法施行規則第17条第1項の適用について

現行の下限面積の変更は行わない。

農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針

空き家に付属した農地に限定した別段面積(下限面積)の設定を行う。

設定地域 : あらかじめ喜多方市の空き屋バンクに登録された空き家に付随した農地で、事前に農業委員会が1筆ごとに指定した農地。

設定面積 : 0.1 アール (10 m²)

理由

家屋と独立した売買や貸借が難しい空き家に付属した農地について、下限面積を引き下げることによって、空き家の有効活用を促し、新規就農の確保や耕作放棄地の解消につながることを目的とする。

他の条件としては、市内に住所を異動するもの。3年間以上耕作を確約するもの。購入した農地で常時農作業に従事すること等とした。